

令和 2 年 5 月

第 3 7 回

会 議 議 事 録

議 長 飯村 靖史

署名委員 小林 祐一

署名委員 中田 英一朗

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和 2年5月28日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	主任

# 第 37 回川口市農業委員会会議議事録

## 1 川口市農業委員会告示第 2 号

下記について付議するため、5 月 27 日（水）午前 10 時 00 分、市役所第一本庁舎 5 階 503・504 中会議室に、第 37 回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会  
会長 松澤正久

### 記

第 1 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 2 号議案	生産緑地法第 10 条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第 3 号議案	令和 3 年度県農地利用の最適化施策に関する意見について

## 2 令和 2 年 5 月 27 日出席委員

会長職務代理者 飯村 靖史	1 番 山崎 豊	2 番 山岡 宗義
3 番 小林 祐一	5 番 中田 英一朗	6 番 山岡 孝
9 番 高山 健司	10 番 鈴木 國雄	

## 3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、会長松澤 正久委員、4 番 坂口 清貴委員、7 番 中山 栄次委員、8 番 加藤 吉江委員を自宅待機とした。

## 4 出席職員

事務局長 渡辺 裕	事務局次長 佐藤 文俊	農地係長 嶋田 健一
書記 松本 愛夢		

## 5 開会

午前 10 時 00 分、飯村会長職務代理者は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

## 6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、3 番 小林 祐一委員、5 番 中田 英一朗委員を指名した。

## 7 農地法第 4・5 条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項 1 から報告事項 5 について「資料 1」により逐次説明し、全員これを了承した。

## 8 議案の上程

### (1) 許可申請の総括

1) 事務局は、許可申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

### (2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は、第1号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は新井宿の男性外2名から、赤山の宗教法人源長寺への所有権の移転で、転用目的は墓地の拡張でございます。

申請地は、新井宿インターチェンジから南に150mほどの所に位置した3筆、計1,816㎡でございます。

譲受人は、川口市内で霊園墓地事業を営んでおります。

現在、墓地の販売区画が不足している中、問い合わせや相談件数も多くなっており、墓地の需要が増してきていることから、宗派にとらわれない、さまざまな方の要望に応えられるよう、墓地拡張のための土地を探していたところ、隣接する土地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、申請地から300m以内に新井宿インターチェンジがあるため、第3種農地であると判断しております。第3種農地は原則許可の区分となるため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、墓地の整備は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、転用の妨げとなる権利者等もおりません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、墓地の販売区画が不足しており、需要が増してきていることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課及び生活衛生課に問い合わせたところ、農地転用にあって支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地についても取得するため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、整備する区画数から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は墓地の拡張が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、隣地との境界にはフェンス及び擁壁等を設置し、周辺に影響がないよう施工するとのことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっておりますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願い申

上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「事務局の説明のとおり、要件をすべて満たしておりますので、ご審議のほどよろしく願います。」

5) 議長は、第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は、第2号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、安行領家の男性から申請がございました。

申請人の自宅は、花と緑の振興センターから南東に400mほどの所に位置しており、申請地は自宅に隣接する7筆、計1,647㎡でございます。

買取事由発生人は申請人の父で、15歳の頃から年間300日程度意欲的に耕作を続けておりましたが、令和元年11月7日に78歳でお亡くなりになりました。

申請人の世帯では、申請地を含む9,935㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その妻、母の4人で、ツバキ、サザンカなどの植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議のほどお願いいたします。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局と現地を見て、お話を伺いました。

事務局の説明のとおりですので、ご審議のほどお願いします。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(4) 第3号議案 令和3年度県農地利用の最適化施策に関する意見について

1) 議長は、第3号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、意見の内容を次のように説明した。

「それでは、第3号議案について説明いたします。

前回の会議において、ご意見、要望等をお願いしており、事務局にて案を作成いたしました。

内容といたしましては、「1 農地の有効利用の推進のための支援」は、農業用施設設置に対する活用しやすい助成制度の構築、農道の確保・拡幅に対する活用しやすい助成制度の構築、市街化区域農地に係る固定資産税、相続税の負担軽減を要望するものでございます。

次に、「2 担い手の育成・確保、新規参入などの支援及び経営改善支援」は、担い手への給付制度の対象の拡大、金額の増額、小規模農業経営者への支援策の構築、市民農園整備の負担軽減措置の構築を要望しております。

最後に「3 その他農業振興のための支援」でございますが、1番目は新規に追加したもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、大規模な不況となった際に迅速な対応を求めるものでございます。

2番目からは既存の項目で、民間企業や一般住宅における利用促進施策等の構築、農業委員会への専門的な情報等の提供を要望しております。

なお、この案につきましては、昨年度までの意見書との継続性・整合性を考慮したうえで、作成させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。」

3) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なくこの内容で回答することに決定した。

## 9 連絡事項

・川口市農地利用最適化推進委員の勤務日数を変更する期間の延長について

- ・令和3年度農林関係税制改正に関する要望について
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による相続税・贈与税の納税猶予に係る各種届出について
- ・持続化給付金について

## 10 閉会

午前10時29分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第37回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和2年5月27日

議 長 ①

署名委員 ①

署名委員 ①